

2022年3月22日

臨床心理士 各位

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

令和4年度における臨床心理士のための教育研修機会の運用について

拝啓

平素より臨床心理士業務への多大なご尽力を賜り、御礼申し上げます。

さて、(公財)日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士の質の担保および向上に向け、近年の新型コロナウイルス感染状況を契機とした新たな教育研修機会の発展的な議論と検証を図るべく、オンライン研修を正式に位置づけた「『オンライン研修』についての基本方針」および令和4年度版「オンライン研修にかかる運営要項(ガイドライン)」を策定いたしました。

すでに本協会ホームページ等にて公告済みの「基本方針」は、今後の制度的な指針を示すものであり、実際の運用に関しては今後、令和8(2026)年度までの5年間を移行期間として、段階的に検討し、年度毎に見直しを行いながら進展を図ります。なお、「オンライン研修にかかる運営要項(ガイドライン)」は、令和4(2022)年度における暫定基準を示すものとご理解いただき、特に下記の点についてご留意ください。

現在も難しい判断を要するコロナ感染拡大状況に関しては、その推移を慎重に見極めながら、臨床心理士各位の地域、職域、その他の事情に応じて、「基本方針」を踏まえつつ、新しく「特別措置」の適用を図るなど引き続き柔軟に対応して参ります。また、見通しの立たない中での令和4年度以降の「臨床心理士教育・研修委員会規程別項」第2条(4)に基づく第4群研修会等の企画・運営に際しても、「オンライン研修にかかる運営要項(ガイドライン)」を参照の上、引き続き柔軟かつ積極的な企画・運営をお願いする次第です。

敬具

記

1. 本協会では、臨床心理士教育・研修委員会規程別項の第4条第2項において、「(本規程)第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、その事情説明と所定の事例報告書により代替することができる。」と定めております。

新型コロナウイルス感染防止のために研修を中止・延期する等の諸事情は、当該規定の「特別な事情」に該当し、更新手続きの際に代替措置が考慮されます。

2. 令和3年度資格更新対象者に限定して先行配信されています(公財)日本臨床心理士資格認定協会による2本のオンライン動画は、令和4年度以降、「臨床心理士教育・研修委員会別項」第2条(1)に相当する研修機会として、順次すべての臨床心理士にも

配信できるよう準備していく所存です。その際のポイント数の扱いについては、決定次第、別途通知致します。

3. 「臨床心理士教育・研修委員会規程別項」第2条(4)第4群の研修主催者(団体)として研修会を企画・運営する場合は、リアル対面方式、オンライン方式のいずれに関わらず、コロナウイルス感染状況や参加者の個別の事情等を見極めながら、「オンライン研修にかかる運営要項(ガイドライン)」を参照し、研修会の企画・運営を試みてください。なお、令和3年度までに実施してきた更新ポイント対象の研修会やすでに次年度開催を策定済みの企画に関して、今回のガイドラインはその開催を制限あるいは研修会の形態、内容、およびポイントの設定の変更を要請するものではありません。

以 上

* 臨床心理士の皆様には、なお予断を許さない新型コロナウイルス感染拡大状況にあっても、利用者の皆様の安全安心を第一に、臨床心理業務に専念していただきますよう、お願い申し上げます。そのために、可能な研修を引き続き継続していただきますよう、お願い致します。本協会と致しましても、オンライン研修を積極的に位置づけるなど、令和2、3年度に緊急の「特別措置」を講じましたが、なお見通しの立たない現在の状況を鑑み、令和4年度限定の「特別措置」も当然のこととして考慮する所存です。そして何よりも、臨床心理士すべてのご健勝とご健闘をお願い致します。